

令和6年第8回南三陸町農業委員会総会会議録

日 時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 南三陸町役場 2階会議室

出席者 ・ 農業委員

2番 阿部勝吉君	3番 佐藤茜君
4番 山内勇喜君	5番 鈴木麻友君
6番 阿部あい子君	7番 阿部高裕君
8番 阿部博之君	9番 遠藤重幸君

・ 農地利用最適化推進委員

志津川地区 及川博喜君	歌津地区 山内敏郎君
入谷地区 西城勝志君	戸倉地区 阿部俊幸君

議事録署名委員 2番 阿部勝吉君 3番 佐藤茜君

欠席委員 1番 菅原博文君

説明のため出席した者の指名 なし

事務局職員出席者 事務局長 遠藤和美 主事 佐藤京介

議事日程第 1 行事報告
第 2 会議録署名委員の指名
第 3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
第 5 議案第26号 農地転用事業計画変更申請について
第 6 議案第27号 農用地利用集積計画について
第 7 議案第28号 南三陸農業振興整備計画の変更について
第 8 議案第29号 非農地証明について
第 9 議案第30号 非農地判断について

審議状況 本日の会議に付した議案 第24号から第30号

(会議本文)

午後1時30分 開会

- 主事（佐藤京介君）それではこれより令和6年第8回南三陸町農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして遠藤会長よりご挨拶をいただきます。
- 会長（遠藤重幸君）それでは開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は新しい委員となって2回目の総会となりましたが、ご出席ありがとうございます。季節も稲の穂が出る時期になり、昨日は当てもしない大雨が降ったもので農作物にとっては非常に良い大雨になったと、こう思うわけでありませう。農業委員会も今期改選を迎えまして、農業委員の職務というのは、ここに8月のスケジュールがありますが、研修等色々あるわけですが、総会にだけ出席するというのではなく、コロナがあつて私も前々年から行けなかったわけですが、農業委員はこういう総会とか研修会を受けて初めて一人前になるわけですので、自分でただ居ただけでは理解できないし、立派な農業委員にはなれないのでありますから、色々なところで勉強しながら努力してこの町のためになるような方法をとっていただきたいと私は思うわけでございます。そういうわけで色々な研修会に行っても無駄だと思われるようですがそうではなく、そういう積み重ねが勉強でありますから、コロナも収束してきた状況でありますので、やっただくようお願い申し上げます。

それから農業委員につきましては、現地調査をされる方の発言についてもですね、現地を見て許可相当と認められるものについては「許可相当と認められるのでご審議をお願いいたします。」という言葉でもって締めていただきたい。今回は初めての総会でありますので、今後はこうやって行かないと農業委員会も中々発展がないわけでもありますので、重ねてこのようなお話しをしたわけでもありますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

日程第1 行事報告

- 主事（佐藤京介君）続きまして次第3番、行事報告について遠藤事務局長お願いいたします。
(事務局長が総会資料により行事報告を説明。)
- 主事（佐藤京介君）以上が行事報告となりますが、これについて何かご質問などはありますでしょうか。(「なし」の声あり)
- 主事（佐藤京介君）なければ次第により会議録署名委員の指名、その後の議事進行を会長にお願いいたします。遠藤会長お願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

- 会長（遠藤重幸君）それでは次第に基づきまして進めていきたいと思ひます。次第の会議録の署名委員について、私の方から指名してよいかお諮りしたいと思ひます。よろしいですか。(「はい」の声あり)
- 会長（遠藤重幸君）それでは本日の会議録の署名委員は2番委員さんと3番委員さんをお願いいたします。

日程第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議事に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。売買による所有権移転。譲受人が所有する農地と農地の間に存在する土地であることから、一体として耕作するため譲り受けたい。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）ただいま事務局から説明があったとおり、譲受人は農業を営んでおり、田んぼもやっておりますし、自宅脇の畑もやっているようです。今回の農地につきましても譲受人所有の畑と畑のちょうど中間にあたっております。ですからそこを所有することによって、よりこの耕作がしやすくなるかなと思います。現在は勤めながらの農業なので、中々手が回らないところもあるんですけども、今回の土地のすぐ脇は何か種を取る植物を植えているようにも思います。ですから少し体が楽になってくれば相当使えるようになってくるのかなと思います。ここは〇〇地区においても日当たりの良い一等農地という風に私は見ておりますので、使っていただければありがたいのかなと思っております。一応譲渡人の方は田んぼも畑もあるんですけどもしばらく耕作はしておりません。10年以上耕作していないのではないかと思います。ですからこの際手放して耕作をお願いしたほうが良いのかなと思います。よろしくご審議をお願いします。
- 会長（遠藤重幸君）ただいま現地確認した委員さんよりご報告をいただきました。他にこの件について補足説明ができる方はおりますか。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入ります。この件について質問がある方がおられましたらお願いします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは採決します。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認することに決定いたします。

日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について一括上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。No.1及び2の譲渡人・譲受人は同一であることから一括説明。淡水魚及び水草栽培用のビニールハウス及び駐車場設置のため転用したいもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）ここについて、初めての方もおりますが、これまで農振除外等で3回くらい上がっている場所でございます。今説明がありましたとおり、引っ越してきてここで暮らす。そして、アクアポニックスといった魚を飼うといったことでその環境は静かな環境が良いということで〇〇地区が良いとなったということです。場所については家の前にハウスを建てて、魚を飼う施設を作る。それから家の脇の少し離れた場所に駐車場を作るといった内容でございます。条件的には悪くないなと見て参りました。ずっとこの場所を見てきて隣人との兼ね合い

もないし、許可相当でないかなと思います。よろしくご審議をお願いします。

- 会長（遠藤重幸君）この件について質問がある委員さんがおられましたらお願いします。
- 5番（鈴木麻友君）以前から申請いただいていると思うのですが、その時の記憶が薄れてしまっていて、その時の申請の地番は〇〇－2とか3とかの地番の申請でしたか。
- 主事（佐藤京介君）これまでの申請は、私が異動してくる前の事案かと思いますが、農林水産課の時の記憶で申し上げますと、農振除外の案件でその時は〇〇－1という大きな地番でしたが分筆して〇〇－2、3、4となってそこを除外するといったものだったかと記憶しております。なので、今回〇〇－2、3、4に関しましては特段そこで農地以外に利用するというものではなく、あくまでそこはこのまま、ただし農振の区域からは除外されたというものです。実際に〇〇－2のところも航空写真と違い竹藪のような状態となっております。
- 5番（鈴木麻友君）今回の〇〇－1と〇〇－5は譲受人の者となって、その他の〇〇－2、3、4は元々の方のままという理解でよろしいでしょうか。
- 8番（阿部博之君）そこも譲渡人のもの。
- 志津川地区（及川博喜君）私も少し事情が分かるので発言してもよろしいでしょうか。
- 会長（遠藤重幸君）どうぞ。
- 志津川地区（及川博喜君）私ここの竹藪の処理とか相談されたことがあって、この譲受人の名前になっている土地も一括購入されたようだったのでおそらくは、譲受人は耕作意欲もかなりあって、できればトラクターの扱い方から教えてくれよとまで言われていて、これからはトラクターの購入まで考えているようなのと、行政書士を通してきちんと手続きを順番に踏んでいきたいと考えているようで、お医者さんもやられているので非常にまじめな方だなという印象を受けました。
- 会長（遠藤重幸君）ほかにございますか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）ないようですので、それでは採決します。議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、2について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、原案通り承認することに決定いたします。

日程第5 議案第26号 農地転用事業計画変更申請について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第26号農地転用事業計画変更申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。既に5条許可申請されている事案の工期が延長となる予定であることから事業計画変更を申請するもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）事務局から説明があった通りでございまして、今までも仮設道路となっていた場所の延長です。写真のとおりでございまして、何も問題がないのかなと思います。よろしく願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）他に説明できる委員さんがおられましたらお願いします。
- 会長（遠藤重幸君）ないようですので、質疑に入りたいと思います。質問がある委員さんがおられましたらお願いします。（「なし」の声あり）

- 会長（遠藤重幸君）ないようですので、それでは採決します。議案第26号農地転用事業計画変更申請について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。

日程第6 議案第27号 農用地利用集積計画について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第27号 農用地利用集積計画について、この件については一括上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。期間満了となっていた利用権設定手続きを再度継続する申請。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）事務局から説明があったとおりでございます。譲受人の〇〇さんをご存じの方も多いと思いますが、小松菜などの葉物を栽培している方です。もう10年くらいになりますかね。現地に行って一生懸命やっているなど垣間見えます。今回の場合は特に継続でございますので、何ら問題はないかなと見ておりますので、よろしく願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）それではこの件について質問のある方はお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）議案第27号農用地利用集積計画について、No.1から4まで、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。

日程第7 議案第28号 南三陸農業振興整備計画の変更について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第28号南三陸農業振興整備計画の変更について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）No.1について総会資料及び議案参考資料で説明。南三陸町長より農振除外の諮問があったことから意見を求めるもの。対象地は既に非農地証明済み。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）既に原野となっている場所でございます。今説明があったとおり非農地証明というのが既に許可されておる場所です。場所については〇〇のすぐ目の前といった方が分かりやすいと思います。これまでは杉山があったのですがそれが皆伐されたものですから、観光地のような場所になっています。その下に大きな畑が3枚あって、これまでは桑畑だったんですね、昭和40年代くらいですかね、一大産業であった養蚕の3本指に入る農家だったわけです。ですから農業振興地域に当然なるだろうし、営農を続けてきたということがあったんですけども、養蚕の衰退ということもありましたし、この方は家族が1人になったということもありましたから、中々耕作は難しいということで、非農地となり、除外をしてほしいと申請されたものです。本当はこういう農業に適する場所はもったいないような場所だと思うんですけども、今現在の農業情勢と家族の状況を考えるとやむなしかなと見て参りました。去年の地域計画の話し合いの中でこういう荒廃農地はどうしたらいいんだという中で、山羊でも放して、

山羊のチーズをつくったらどうかと実は話し合いの中では出たんですけども、中々じゃあ誰がやるんだとなりまして、思うようには進まないのが現状かなと思っております。ですので、やむなしなのかなと見て参りました。よろしくお願ひいたします。

- 会長（遠藤重幸君）それではこの件について、ほかに補足説明できる方はございますか。
- 8番（阿部博之君）農業振興地域というのは農業を積極的にやっっていこうという地域でして、それがどんどん従事者がいなくなってきて、それでは食っていけないという事情があって、昔は一級農地であったものが今は荒廃していくというのが農業の現状ですし、農業委員会としても今後このような事例がいっぱい出てくると思います。ですから新しい委員さんなんかにもその辺を割いてもらって、じゃあどうしたらいいんだってそういう観点から物事を考えていただきたいと思います。ぜひ「ふうん」じゃなくて「じゃあどうする」という風に考えていただければと思います。西城君、あなた近くだし、初めてだから何か言ってみないか。
- 入谷地区（西城勝志君）たしかにうちのすぐ近くでもあるし、5年くらい前に会社で作ってくれないかと本人に言われたこともあるんですけども、その時点でかなり荒れていたのでお断りした経緯もございます。私ももう少し荒れていなければ個人的にも借りられたのにな、というところもあって、惜しいなと思うところもございます。とにかく今の状態では直すのにかなり大変な状況になっていると思っています。一時期ソーラーを設置するとかという話もあったみたいだが。
- 8番（阿部博之君）あれは進んでいないみたい。この畑は南側に杉林があったので日当たりが悪かったんですけども全部切られてしまったので、使えることは使えるけど車の乗り入れが大変かなと。昔の耕運機道路といった感じです。
- 5番（鈴木麻友君）資料の見方で確認させていただきたいんですが、参考資料の方では3筆記載あるんですけども、今回申請いただいているのは1筆だけということでしょうか。
- 主事（佐藤京介君）これは資料の方が間違っています。現地確認の時も3筆見てもらっています。資料の記載から漏れておりました。大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。
- 5番（鈴木麻友君）それと地目は原野と言われていて、登記簿も原野となっているのはどういう理由ですか。
- 主事（佐藤京介君）こちらは時期的にも令和3年に非農地証明を出して、登記が令和4年になっているので、非農地証明をもって登記をすでに変更されているのだと思います。
- 5番（鈴木麻友君）わかりました。でもその段階では農業振興地域だったということですか。
- 主事（佐藤京介君）そうですね。農振除外は何か建物を建てるとかになってくれば引っかかる場所であるんですけども、法務局としては、農振地域はあまり加味しない、むしろ非農地証明が出されれば農業委員会の許可は得ているんですね、ということで現況に合わせて変更はするところがございます。ただし農業振興地域は残るので、もう原野になっているからといって家を建てるのはダメだよという話です。ただ現実的には地目が農地じゃなければ工事等が進んでしまう可能性があるんで、我々としても気を付けていかないといけないのかなと思います。
- 事務局長（遠藤和美君）そういうのを防ぐ意味でも最適化推進委員さんが各地区にいて、地区の農地を見て回るというのがありますので、日頃から確認していただければと思います。
- 5番（鈴木麻友君）南三陸町農業振興地域はどこかというのは何かで見られるのですか。
- 主事（佐藤京介君）もちろん窓口に来ていただければわかると思いますし、あとは農地ナビで

閲覧ができるので、それを見ればわかると思うのですが、更新していないところは現状と相違している所もあります。

- 5番（鈴木麻友君）南三陸町の計画はいつ立てたものですか。
- 主事（佐藤京介君）平成21年の震災前に立てたものとなります。見直しをしなければならぬのですが、震災後の影響もありまだできていない状況です。
- 会長（遠藤重幸君）それではこの件について採決してもよろしいですか。（「はい」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）議案第28号南三陸農業振興整備計画の変更について、No.1について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。続きましてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。
- 主事（佐藤京介君）No.2について総会資料及び議案参考資料で説明。南三陸町長より農振除外の諮問があったことから意見を求めるもの。駐車場及び農機具等の置場を設置したい。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）この場所でもありますね、葉タバコの育苗ハウスが建っていた場所です。前の案件は養蚕、この案件は葉タバコということで全国の一大産業であるわけです。それが衰退し、今は葉タバコの耕作者はゼロになりました。というわけで所有者もどんどん土地が使われなくなってどうしようもないということで、加えて譲受人が川向の家で何度も水害があって危険ということで今回の案件になったようです。すぐ近くですから話もしやすいでしょうし、地区の中でお願いもしやすいということで、やっぱり田舎の地域では優先順位になってきますので、格好の場所が見つかったのだと思います。有効利用にはなるのだろうなと思って参りましたので、よろしくをお願いいたします。
- 会長（遠藤重幸君）この件についてほかに補足説明できる方はおりますか。
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入ります。この件について質問のある方はお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第28号南三陸農業振興整備計画の変更について、No.2について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。

日程第8 議案第29号 非農地証明について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第29号非農地証明について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）ここは昔田んぼだったと思います。今はカーブの内側になっており、交通量も多いし道はどこから行けるかわからない状況です。航空写真では細い道のようなものが見えますけども水路です。あきらかに荒れているなという感じです。現場の直前のガードレールから見ており、現場まではたどり着けず明らかに非農地だなという感じです。よろしくをお願いいたします。

- 会長（遠藤重幸君）この件について、ほかに補足説明できる方はございますか。
- 会長（遠藤重幸君）この付近しばらく行ってないけども、〇〇でこの近くで土盛っていたんでないか。
- 8番（阿部博之君）田んぼのまんまでないか。
- 入谷地区（西城勝志君）たしかここの農地の手前のところだったかと。
- 会長（遠藤重幸君）手前か。じゃあこの田んぼは手付かずね。
- 8番（阿部博之君）完全に山だねこは。
- 会長（遠藤重幸君）それでは質疑に入ります。この件について質問がある方はお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）なければ採決いたします。議案第29号非農地証明について、No.1について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。
- 会長（遠藤重幸君）続きましてNo.2について、事務局の説明をお願いいたします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）かつては栗を植えてあったように思います。何本かあるのですが一面で荒れているなと思います。果樹等につきましては成っていると動物を誘うことになるので、非農地であるならばあるなりに撤去の要請もする必要があるのかなと思います。
- 会長（遠藤重幸君）この件について、ほかに補足説明できる方はございますか。
- 会長（遠藤重幸君）なければ採決いたします。議案第29号非農地証明について、No.2について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに決定いたします。
- 会長（遠藤重幸君）ここで、暫時休憩をいたします。
(休 憩)
- 会長（遠藤重幸君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第30号 非農地判断について

- 会長（遠藤重幸君）続きまして議案第30号非農地判断について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料で説明。国庫帰属制度により国に帰属する手続きを行っている農地について、現況を確認したところ山林の様相を呈していることから、国からも非農地について検討するよう指導があり、今回委員会として判断したいもの。
- 会長（遠藤重幸君）事務局の説明がありました、いかがでしょうか。
- 8番（阿部博之君）どうみても非農地でしょう。
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第30号非農地判断について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認とすることに

決定いたします。これにて全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

日程第10 その他

○ 主事（佐藤京介君）より連絡事項として

- ・次回現地確認・・・8月19日（月） 担当：1番委員、2番委員
- ・第9回総会・・・8月26日（月） 本庁舎2階会議室にて
- ・農地法第3条の3の第1項に係る届出書事案の報告

（閉会の挨拶）

○ 職務代理（阿部博之君）皆さん大変ご苦労様でした。新任の委員さん、最適化推進委員さんは初めてのことで何のことかさっぱりわからないというのが本当のところだろうなと思います。私も前まではそうでしたし、今もわかっているようでわからないところはいっぱいあります。でも法律に基づいて土地っていうのは管理されているものである限りは、農業委員会は絶対に必要なものだと思います。要するに自由に農地を売買したり、建物を建てたりっていうのはやっぱり現在の法律がある限りはできないし、農業委員会は絶対必要です。その中で農業の従事者がどんどん少なくなっていく、若い人の農業離れ、それから相続した土地が有効に生かされない、国に帰属するという形になってきて、地方の農業の現状がどうなっていくのだろうと思っていますし、非常に危惧しております。そういうのは今後もいっぱい出てくると思います。一緒に勉強しながら進んで参りたいと思いますので、どうぞわけわかんないと思って投げずに、一生懸命取り組んでいきたいと思いますので、みなさんもよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもご苦労様でした。

○ 主事（佐藤京介君）以上をもちまして、令和6年第8回農業委員会の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

○ 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。

（午後3時30分閉会）

この会議録は、農業委員会事務局主事佐藤京介が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年8月26日

会	長	遠藤重幸
署名委員（2番）		飯部勝志
署名委員（3番）		佐藤茜